

# 所沢市立地適正化計画

## 届出の手引き

1. 届出・勧告制度の目的 .....	1
2. 届出・勧告制度 .....	2
3. 都市機能誘導区域・居住誘導区域 .....	4
4. 届出対象の誘導施設 .....	5
5. 届出の手続き・届出対象 .....	7
6. 届出様式 .....	9
<参考> 記載例 .....	17
<参考様式> 委任状 .....	24

令和 6（2024）年 5 月

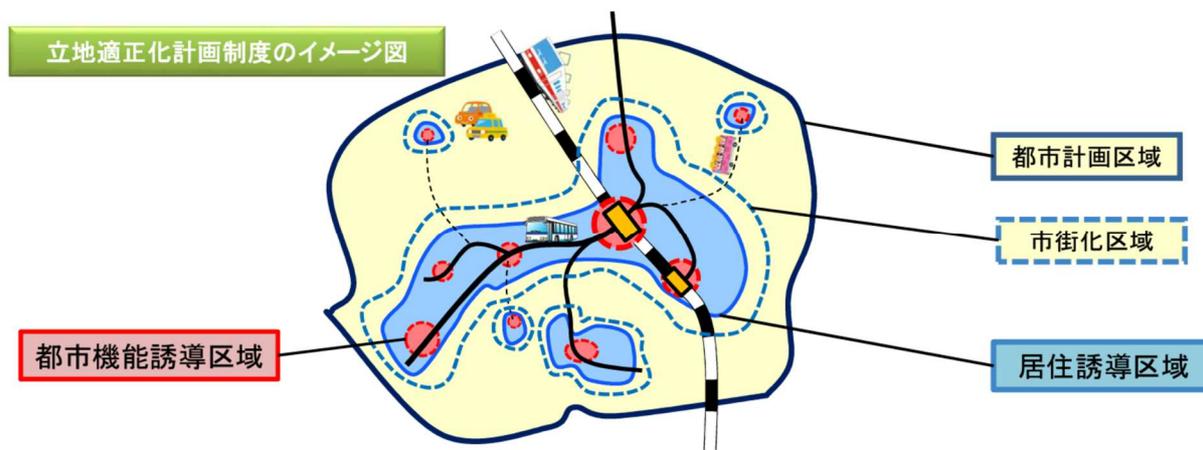
所沢市都市計画課

## 1. 届出・勧告制度の目的

立地適正化計画では、本市の都市構造上の課題への対応や、本市の特性に合わせた適正な都市機能の集約化及び居住の誘導による「コンパクト・プラス・ネットワーク※」の街づくりの実現を目指すため、都市機能誘導区域内外の誘導施設の立地や居住誘導区域外の住宅開発などの動きを把握し、各誘導区域への計画的な立地・開発誘導を促進することを目的に、都市再生特別措置法（以下「法」という。）に基づき届出・勧告制度を運用するものです。

※ コンパクト・プラス・ネットワーク…コンパクトな街に、住民が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携し、都市機能を持った施設にアクセスできる都市構造のこと。

<立地適正化計画制度のイメージ>



(出典：国土交通省)

### 都市機能誘導区域（法第 81 条第 2 項第 3 号）

都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域

（基本的な考え方）

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

(出典：都市計画運用指針)

### 居住誘導区域（法第 81 条第 2 項第 2 号）

都市の居住者の居住を誘導すべき区域

（基本的な考え方）

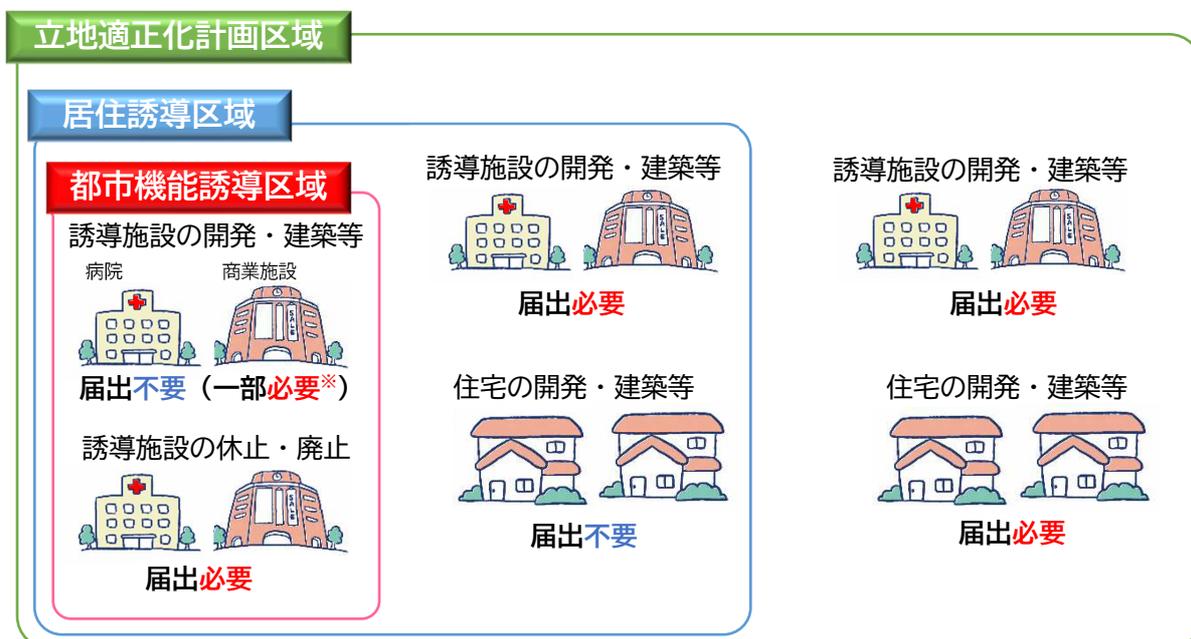
人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

(出典：都市計画運用指針)

## 2. 届出・勧告制度

届出・勧告制度は、以下に示す3つの制度を運用します。

<届出が必要となる例>



※ 都市機能誘導区域ごとに届出が必要な誘導施設は異なります。詳細につきましては、7頁の  
<都市機能誘導区域別の届出対象の誘導施設>を参照してください。

例) 広域型商業施設 (10,000㎡以上) の場合

所沢駅周辺では、誘導施設に設定しているため、届出**不要**。

新所沢駅周辺では、誘導施設に設定していないため、届出**必要**。

### (1) 都市機能誘導区域外での誘導施設の立地に係る届出・勧告制度

都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する**30日前まで**に原則として市長への届出が必要です。(法第108条第1項)

<届出対象となる行為 (都市機能誘導区域外及び区域内の一部の行為) >

行為	内容
開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外 (建築等行為)	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改装し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

#### 【勧告】

届出内容に係る開発行為などが行われた場合、立地の誘導に支障が生じると判断した場合は、届出をした者に対して、必要に応じて開発規模の縮小や都市機能誘導区域への立地などの勧告を行う場合があります。

(2) 都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止に係る届出・勧告制度

都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、誘導施設を休止又は廃止しようとする日の**30日前まで**に原則として市長への届出が必要です。(法第108条の2第1項)(前頁の<届出が必要となる例>を参照)

【助言・勧告】

新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、誘導施設を休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、必要に応じて届出をした者に対して、建築物の存置などの助言・勧告を行う場合があります。

(3) 居住誘導区域外の住宅開発などに係る届出・勧告制度

居住誘導区域外の区域で、住宅<sup>※</sup>等の建築の用に供する目的の開発行為等の以下の行為を行うようとする場合には、行為に着手する**30日前まで**に原則として市長への届出が必要です。(法第88条第1項)(前頁の<届出が必要となる例>を参照)

※住宅…一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅などの居住空間を有する建築物のことで、寄宿舎や有料老人ホーム等は含みません。

<届出対象となる行為(居住誘導区域外)>

行為	内容
開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

<届出対象行為のイメージ>

開発行為

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為  
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

届出**必要**：3戸以上の開発行為



届出**必要**：1,000㎡以上の開発行為

(例) 1,200㎡

500㎡

700㎡

必要
不要

建築等行為

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合  
②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

届出**必要**：3戸以上の建築行為



届出**不要**：1戸の建築行為

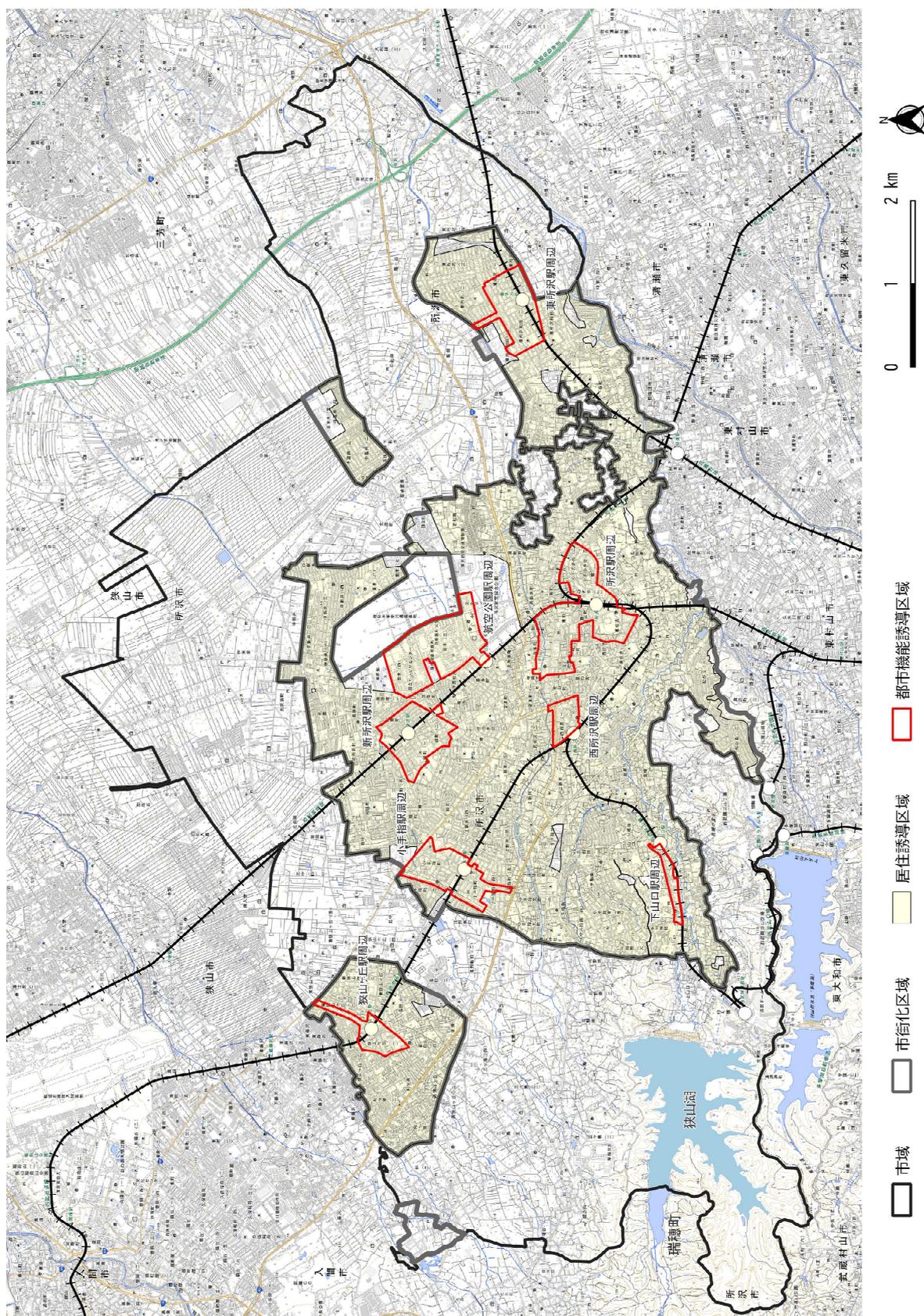


【勧告】

居住誘導区域内への居住の誘導に対し、立地の誘導に支障が生じると判断した場合は、届出をした者に対して、必要に応じて開発規模の縮小や居住誘導区域への立地などの勧告を行う場合があります。

### 3. 都市機能誘導区域・居住誘導区域

以下の図は、概ねの位置・区域を示しており、区域の詳細は、都市計画課窓口や市ホームページでご確認ください。



※ 生産緑地地区（令和5（2023）年12月12日時点）は、居住誘導区域から除外しています。

#### 4. 届出対象の誘導施設

各都市機能誘導区域（拠点）において届出対象に設定している誘導施設は、下表のとおりです。なお、交流機能の産業支援施設（独自）及び宿泊施設等（独自）は届出不要です。

<都市機能誘導区域と誘導施設>

都市機能	拠点 誘導施設	広域中心	広域生活			地域生活			日常生活	行政
		所沢駅周辺	新所沢駅周辺	小手指駅周辺	東所沢駅周辺	狭山ヶ丘駅周辺	西所沢駅周辺	航空公園駅周辺	下山口駅周辺	航空公園駅周辺
行政機能	市役所本庁舎									●
	国・県の行政施設									●
介護福祉機能	地域福祉センター		●							
子育て機能	こども支援センター		●							
商業機能	広域型商業施設 (10,000㎡以上)	●								
	大型商業施設 (3,000㎡以上)	●	●	○*	○					
	スーパーマーケット (1,000㎡以上)	●	●	○*	●	●	●	○	●	
保健・医療機能	病院・診療所 (内科・外科含む複数診療科)	●	●	●	○*	●	○	○*		●
金融機能	銀行・信用金庫	●	●	●	●	○*	●	○*	●	
	郵便局 (ゆうちょ銀行直営店)									●
教育・文化機能	文化センター									●
	図書館（本館）									※
交流機能	産業支援施設（独自）	●			○					
	宿泊施設等（独自）	●			○					

- 都市機能誘導区域内にすでに立地しており、維持・充実を図る施設
- 都市機能誘導区域内に立地しておらず、今後誘導を図る施設
- \* 都市機能誘導区域内に立地しておらず、今後誘導を図る施設だが、近接して立地している
- ※ 都市機能誘導区域外ではあるが、近接して誘導を図る施設が立地している

＜各誘導施設の定義＞

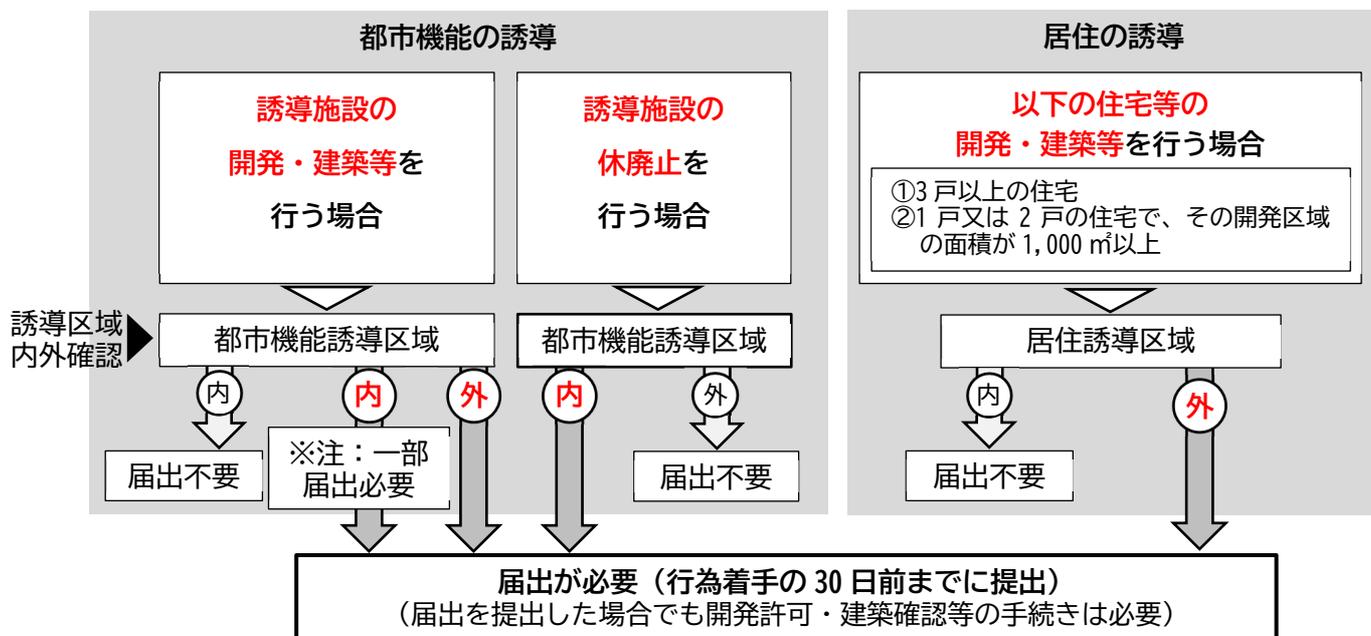
誘導施設		定義
行政機能	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	国・県の行政施設	国及び県が行政サービスを提供するための施設
介護福祉機能	地域福祉センター	所沢市こどもと福祉の未来館条例第2条第1項に規定する「所沢市地域福祉センター」
子育て機能	こども支援センター	所沢市こどもと福祉の未来館条例第2条第1項に規定する「所沢市こども支援センター」
商業機能	広域型商業施設 (10,000㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、売場面積10,000㎡以上の広域的な商圈を有する商業施設
	大型商業施設 (3,000㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、売場面積3,000㎡以上の商業施設
	スーパーマーケット (1,000㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、売場面積1,000㎡以上の生活に必要な生鮮品等を扱う商業施設
保健・医療機能	病院・診療所 (内科・外科含む複数診療科)	医療法第1条の5第1項に規定する病院 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、内科・外科含む複数診療科目としている施設
金融機能	銀行・信用金庫	銀行法第2条第1項に規定する銀行 信用金庫法第4条に規定する免許を受けた信用金庫
	郵便局(ゆうちょ銀行直営店)	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局のうち、銀行窓口業務を有する施設
教育・文化機能	文化センター	所沢市民文化センター条例第1条に規定する「所沢市民文化センター ミューズ」
	図書館本館	図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち、所沢市立図書館設置条例第2条に定められた「所沢市立所沢図書館」
交流機能	産業支援施設(独自)	事業の発案、発展支援を目的とし、多様な人たちが交流できる施設
	宿泊施設等(独自)	旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を含む施設で、かつ集会機能を有する施設

## 5. 届出の手続き・届出対象

都市機能誘導区域内外や居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為や開発行為以外（建築等行為）を行う場合は、事前の届出が必要です。

以下の手続きの流れと表に基づき、届出が必要な場合は、これらの行為に着手する日の**30日**前までに**都市計画課**に**1部**提出してください。

<手続きの流れ>



※注：下表のように区域ごとに誘導施設を設定しており、当該区域内で該当しない誘導施設を対象に開発・建築等の行為を行う場合は、届出が必要です。

<都市機能誘導区域別の届出対象の誘導施設>

誘導施設	都市機能誘導区域								
	所沢駅周辺	新所沢駅周辺	小手指駅周辺	東所沢駅周辺	狭山ヶ丘駅周辺	西所沢駅周辺	航空公園駅周辺	下山口駅周辺	
商業機能	広域型商業施設 (10,000㎡以上)	不要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
	大型商業施設 (3,000㎡以上)	不要	不要	不要	不要	必要	必要	必要	必要
	スーパーマーケット (1,000㎡以上)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
保健・医療機能	病院・診療所 (内科・外科含む複数診療科)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	必要
金融機能	銀行・信用金庫	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
	郵便局（ゆうちょ銀行直営店）	必要	必要	必要	必要	必要	必要	不要	必要

<行為別・誘導区域内外の届出対象>

		立地適正化計画区域（市全域）		
		居住誘導区域内		居住誘導区域外
		都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域外
開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	不要	不要	必要
	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの	不要	不要	必要
建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	不要	不要	必要
	建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要
誘導施設	誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合	一部必要※	必要	必要
	誘導施設に設定された建築物を休止又は廃止する場合	必要	不要	不要

※ただし、当該区域に設定のある誘導施設に該当する施設の場合は不要です。

<その他の届出が不要な行為>

	行為の内容
誘導施設に関わる開発・建築等行為	<p>法第108条第1項及び法施行令第44条に基づき、以下の行為については届出の必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該立地適正化計画に定められた誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為</li> <li>・当該立地適正化計画に定められた誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築</li> <li>・建築物を改築し、又はその用途を変更して当該立地適正化計画に定められた誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為</li> <li>・非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為</li> </ul>
住宅等に関わる開発・建築等行為	<p>法第88条及び法施行令第34条・第35条に基づき、以下の行為については届出の必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為</li> <li>・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの新築</li> <li>・建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等で仮設のもの、または農林漁業を営む者の住宅等とする行為</li> <li>・非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為</li> </ul>

## 6. 届出様式

以下の表の対象行為ごとに定められた書類を行為着手の30日前までに提出してください。

### (1) 都市機能誘導区域外での誘導施設の立地に係る届出・勧告制度

対象行為	届出書様式	添付書類	提出部数
開発行為	様式1	①位置図（縮尺1/1,000以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの） ②設計図（縮尺1/100以上 土地利用計画図又はそれに類するもの） ③その他参考となる図面等（委任状、開発区域図等）	1部
開発行為以外（建築等行為）	様式2	①位置図（縮尺1/1,000以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの） ②配置図（縮尺1/100以上） ③2面以上の立面図（縮尺1/50以上） ④各階平面図（縮尺1/50以上） ⑤その他参考となる図面等（委任状、敷地設定図等）	1部
届出内容の変更	様式3	開発行為・開発行為以外（建築等行為）の添付書類と同様	1部

### (2) 都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止に係る届出・勧告制度

対象行為	届出書様式	添付書類	提出部数
休止又は廃止	様式4	—	1部

### (3) 居住誘導区域外の住宅開発などに係る届出・勧告制度

対象行為	届出書様式	添付書類	提出部数
開発行為	様式5	①位置図（縮尺1/1,000以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの） ②設計図（縮尺1/100以上 土地利用計画図又はそれに類するもの） ③その他参考となる図面等（委任状、開発区域図等）	1部
建築等行為	様式6	①位置図（縮尺1/1,000以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの） ②配置図（縮尺1/100以上） ③2面以上の立面図（縮尺1/50以上） ④各階平面図（縮尺1/50以上） ⑤その他参考となる図面等（委任状、敷地設定図等）	1部
届出内容の変更	様式7	開発行為・建築等行為の添付書類と同様	1部

### (4) 委任状

届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状（書式自由、要押印）を添付してください。

様式 1 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項に規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(宛先) 所沢市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>		
<p>開 発 行 為 の 概 要</p>	1	<p>開発区域に含まれる地域の名称</p>
	2	<p>開発区域の面積</p> <p style="text-align: right;">平方メートル</p>
	3	<p>建築物の用途</p>
	4	<p>工事の着手予定年月日</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>
	5	<p>工事の完了予定年月日</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>
	6	<p>その他必要な事項</p> <p>(建築物等名称)</p> <p>(延べ床面積) <span style="float: right;">平方メートル</span></p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(添付書類)

- ①位置図(縮尺 1/1,000 以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②設計図(縮尺 1/100 以上 土地利用計画図又はそれに類するもの)
- ③その他参考となる図面等(委任状、開発区域図等)

**様式 2 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)**

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して  
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築  <input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為         </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(宛先) 所沢市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積</p>	<p>所在・地番：</p> <p>地 目：</p> <p>面 積： 平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>施設名称：</p> <p>着手予定日： 令和 年 月 日</p> <p>完了予定日： 令和 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること  
(添付書類)

- ①位置図 (縮尺 1/1,000 以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②配置図 (縮尺 1/100 以上)
- ③2 面以上の立面図 (縮尺 1/50 以上)
- ④各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ⑤その他参考となる図面等 (委任状、敷地設定図等)

様式3 (都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

行為の変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項に規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること

(添付書類)

開発行為・開発行為以外（建築等行為）の添付書類と同様とする

様式4 (都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

誘導施設の休廃止届出書

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条の2第1項に規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称 :

用 途 :

所在地 :

2 休止(廃止)しようとする年月日 令和 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

(存置する場合)

(除去する場合)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること

(添付書類)

なし

様式5 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項に規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(宛先) 所沢市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>		
<p>開 発 行 為 の 概 要</p>	1	<p>開発区域に含まれる地域の名称</p>
	2	<p>開発区域の面積</p> <p style="text-align: right;">平方メートル</p>
	3	<p>住宅等の用途</p>
	4	<p>工事の着手予定年月日</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>
	5	<p>工事の完了予定年月日</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>
	6	<p>その他必要な事項</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(添付書類)

- ①位置図(縮尺1/1,000以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②設計図(縮尺1/100以上 土地利用計画図又はそれに類するもの)
- ③その他参考となる図面等(委任状、開発区域図等)

**様式 6 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)**

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 住宅等の新築  <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為  <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為         </div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">令和    年    月    日</div> <p style="margin-top: 10px;">(宛先) 所沢市長</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者 住 所</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名</div>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積</p>	<p>所在・地番： 地 目： 面 積：                      平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>着手予定日： 令和    年    月    日 完了予定日： 令和    年    月    日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(添付書類)

- ①位置図(縮尺 1/1,000 以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②配置図(縮尺 1/100 以上)
- ③2 面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)
- ④各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ⑤その他参考となる図面等(委任状、敷地設定図等)

様式7 (都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行為の変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項に規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること

(添付書類)

開発行為・開発行為以外（建築等行為）の添付書類と同様とする

<参考> 記載例

様式 1 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項に規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

注：着手予定日の 30 日前までに提出→ 令和 ●年 ●月 ●日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所 所沢市●●町●丁目●-●

氏 名 株式会社●●●●●  
代表取締役 ●● ●●

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所沢市○町○番地
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設
	4 工事の着手予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	(建築物等名称) スーパー○○店 (延べ床面積) 1,500 平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(添付書類)

- ①位置図(縮尺 1/1,000 以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②設計図(縮尺 1/100 以上 土地利用計画図又はそれに類するもの)
- ③その他参考となる図面等(委任状、開発区域図等)

様式2 (都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 ●年 ●月 ●日

(宛先) 所沢市長

届出者 住所 所沢市●●町●丁目●-●

氏名 株式会社●●●●●  
代表取締役 ●● ●●

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積	所在・地番： 所沢市○○町○番地 地目： 宅地 面積： 500 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	施設名称：スーパーマーケット○○店 着手予定日： 令和 ○年 ○月 ○日 完了予定日： 令和 ○年 ○月 ○日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(添付書類)

- ①位置図(縮尺 1/1,000 以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②配置図(縮尺 1/100 以上)
- ③2面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)
- ④各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ⑤その他参考となる図面等(委任状、敷地設定図等)

様式3 (都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

行為の変更届出書

注：着手予定日の30日前までに提出→ 令和 ●年 ●月 ●日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所 所沢市●●町●丁目●-●

氏 名 株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

都市再生特別措置法第108条第2項に規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 ○年 ○月 ○日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 ○年 ○月 ○日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 ○年 ○月 ○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること

(添付書類)

開発行為・開発行為以外（建築等行為）の添付書類と同様とする

様式4 (都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

誘導施設の休廃止届出書

注：着手予定日の30日前までに提出→ 令和 ●年 ●月 ●日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所 所沢市●●町●丁目●-●

氏 名 株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

都市再生特別措置法第108条の2第1項に規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称： ●●医院(内科、小児科、産婦人科)

用 途： 病院

所在地： 所沢市●●町●番地

2 休止(廃止)しようとする年月日 令和 ○年 ○月 ○日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和 ○年 ○月 ○日～令和 ○年 ○月 ○日

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

(存置する場合) 再開までの期間は建築物の適切な管理を実施

(除去する場合)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること  
注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること

(添付書類)

なし

様式 5 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項に規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

注：着手予定日の 30 日前までに提出→ 令和 ●年 ●月 ●日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所 所沢市●●町●丁目●-●

氏 名 株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所沢市○○町○番地
	2 開発区域の面積	2,500 平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	住宅戸数 10 区画 地目 宅地

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(添付書類)

- ①位置図(縮尺 1/1,000 以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②設計図(縮尺 1/100 以上 土地利用計画図又はそれに類するもの)
- ③その他参考となる図面等(委任状、開発区域図等)

様式6 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>住宅等の新築  <input type="checkbox"/>建築物を改築して住宅等とする行為  <input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して住宅等とする行為         </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">注：着手予定日の30日前までに提出→ 令和 ●年 ●月 ●日</p> <p>(宛先) 所沢市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 所沢市●●町●丁目●-●</p> <p style="text-align: right;">氏 名 株式会社●●●●● 代表取締役 ●● ●●</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積	<p>所在・地番： 所沢市○○町○番地</p> <p>地 目： 宅地</p> <p>面 積： 3,000 平方メートル</p>
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 15戸
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>着手予定日： 令和 ○年 ○月 ○日</p> <p>完了予定日： 令和 ○年 ○月 ○日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(添付書類)

- ①位置図(縮尺1/1,000以上 所沢市地理情報システム又は都市計画図に区域を記入したもの)
- ②配置図(縮尺1/100以上)
- ③2面以上の立面図(縮尺1/50以上)
- ④各階平面図(縮尺1/50以上)
- ⑤その他参考となる図面等(委任状、敷地設定図等)

様式7 (都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行為の変更届出書

注：着手予定日の30日前までに提出→令和 ●年 ●月 ●日

(宛先) 所沢市長

届出者 住 所 所沢市●●町●丁目●-●

氏 名 株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

都市再生特別措置法第88条第2項に規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 ○年 ○月 ○日
- 2 変更の内容 住宅用地区画数 20区画から18区画に変更
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 ○年 ○月 ○日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 ○年 ○月 ○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること

(添付書類)

開発行為・開発行為以外（建築等行為）の添付書類と同様とする

<参考様式>

委 任 状

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と認め、次の権限を委任します。

委任事項 \_\_\_\_\_ 都市再生特別措置法第 \_\_\_\_\_ 条に基づく届出

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(委任者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

# 所沢市立地適正化計画 届出の手引き

令和6（2024）年5月

発行：所沢市

編集：街づくり計画部 都市計画課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL：04（2998）9192

FAX：04（2998）9163